

出産に伴う手続き一覧

手続きの種類	いつまでに	だれが	必要なもの	担当窓口
出生届	生まれてから 14日以内 (誕生日含む)	父 または 母	・届書(出生証明書) ・届出人の印鑑 ・母子健康手帳	矢巾町役場1F 町民環境課戸籍窓口係
国民健康保険加入者	出生届後 速やかに	世帯主 または 家族	※母が国民健康保険加入者の場合、出産育児一時金の 手続きも同時に行います。 《出産育児一時金請求に必要なもの》 ・世帯主の印鑑 ・預金通帳	さわやかハウス 健康長寿課医療給付係
子ども医療費助成	出生届出後 速やかに	父 または 母	・健康保険証 ・預金通帳 ・届出人の印鑑 ・所得課税証明書(表下の※注意①をご確認ください)	さわやかハウス 健康長寿課医療給付係
児童手当	生まれてから 15日以内	父 または 母	・健康保険証 ・預金通帳 ・届出人の印鑑 ・マイナンバーが確認できるもの	さわやかハウス 子ども課 子育て家庭支援係

※注意① 所得課税証明書

→課税年度の1月1日に矢巾町に住所がある場合は不要です。

※転入月により必要な証明書が異なります。

1月～5月…前年度(前々年分所得)の所得課税証明書

6月～7月…前年度と今年度(前年分所得)の2年分の所得課税証明書

8月以降 …今年度の所得・課税証明書

※個々のケースによっては必要なものが異なる場合がありますのでご了承ください。

※制度内容の詳細および該当事例等については、担当窓口にお問い合わせください。